

地震災害対策計画編

頁	現行（平成 24 年 6 月修正）		改 正 案		改正理由
177	<p>第 1 章 総則</p> <p>第 1 節 計画の目的・方針等</p> <p>第 2 節 計画の性格及び基本方針</p> <p>1 地域防災計画（地震災害対策計画）</p> <p>(1) この計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号。以下「<u>対法</u>」という。）第 42 条の規定に基づき作成されている「あま市地域防災計画」の「地震災害対策計画編」として、大規模な地震災害に対処すべき措置事項を中心に定めるものである。</p> <p>なお、風水害等災害対策計画編と内容に変更のない計画については、風水害等災害対策計画編の計画を準用することとした。</p> <p>（追加）</p> <p>第 2 節 各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>第 2 節 処理すべき事務又は業務の大綱</p>		<p>第 1 編 総則</p> <p>第 1 章 計画の目的・方針等</p> <p>第 2 節 計画の性格及び基本方針</p> <p>1 地域防災計画（地震災害対策計画）</p> <p>(1) この計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号。以下「<u>対法</u>」という。）第 42 条の規定に基づき作成されている「あま市地域防災計画」の「地震災害対策計画編」として、大規模な地震災害に対処すべき措置事項を中心に定めるものである。</p> <p>なお、風水害等災害対策計画編と内容に変更のない計画については、風水害等災害対策計画編の計画を準用することとした。</p> <p><u>この計画を効果的に推進するため、市は、防災に関する政策、方針決定過程をはじめとする様々な場面における女性や高齢者、障害者などの参画を拡大し、男女共同参画その他多様な視点を取り入れた防災体制を確立するよう努めるものとする。</u></p> <p>第 2 節 各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>第 2 節 処理すべき事務又は業務の大綱</p>		<p>県計画との整合</p>
180	県	(26) <u>愛知県</u> 名古屋飛行場の施設に係る防災対策を実施する。	県	(26) 名古屋飛行場の施設に係る防災対策を実施する。	表記の整理
182	<p>5 指定地方行政機関</p> <p>(2) 中部地方整備局</p> <p>ア 災害予防</p> <p>(エ) 大規模災害による被災施設の復旧等をより迅速、確実、効果的に行うため、公共土木施設等の被災状況モニター制度及びボランティアによる活動で被災状況の<u>情報収集活動</u>を行う防災エキスパート制度を活用する。</p> <p>(3) 東海財務局</p> <p>カ 防災のため必要があると認められるときは、管理する国有財産について、関係法令等の定めるところにより、無償貸付等の措置を適切に行う。</p>		<p>5 指定地方行政機関</p> <p>(2) 中部地方整備局</p> <p>ア 災害予防</p> <p>(エ) 大規模災害による被災施設の復旧等をより迅速、確実、効果的に行うため、公共土木施設等の被災状況モニター制度及びボランティアによる活動で被災状況<u>把握</u>及び応急対策等に対する<u>防災協力活動</u>を行う防災エキスパート制度を活用する。</p> <p>(3) 東海財務局</p> <p>カ <u>災害等緊急時に応急措置等</u>のため必要があると認められるときは、管理する国有財産について、関係法令等の定めるところにより、無償貸付等の</p>		<p>県計画との整合</p> <p>県計画との整合</p>

地震災害対策計画編

頁	現行（平成 24 年 6 月修正）		改正案		改正理由
	(4) 東海農政局	ア～サ（略） （追加）	(4) 東海農政局	措置を適切に行う。 ア～サ（略） シ 必要に応じ職員を派遣し、食料供給活動を支援する。	県計画との整合
	(5) 中部経済産業局	ウ <u>被災地域において必要とされる災害対応物資（生活必需品、災害復旧資材等）の適正価格による円滑な供給を確保するため必要な指導を行う。</u>	(5) 中部経済産業局	ウ <u>災害対応物資の円滑な供給の確保のため、関係機関から情報を収集するとともに、必要に応じて、経済産業省関係部署と関係機関との連絡調整を行う。</u>	県計画との整合
	(7) 東海総合通信局	カ <u>通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体への衛星携帯電話等の貸与を行う。</u>	(7) 東海総合通信局	カ <u>通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体等へ衛星携帯電話等の災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸与を行う。</u>	県計画との整合
	(追加)	(追加)	(9) 中部地方環境事務所	ア <u>有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供を行う。</u> イ <u>廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集を行う。</u>	県計画との整合
	(追加)	(追加)	(10) 近畿中部防衛局東海防衛支局	ア <u>所管財産の使用に関する連絡調整を行う。</u> イ <u>災害時における防衛省本省及び自衛隊等との連絡調整を行う。</u> ウ <u>在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整の支援を行う。</u>	県計画との整合
185	7 指定公共機関 (1) 郵便事業株式会社東海支社	ア <u>被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の支店及び郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付する。</u> イ <u>被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施する。</u> ウ <u>被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、総務省令で定める法人又は団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を行う。</u>	7 指定公共機関 (削除)	(削除)	県計画との整合

地震災害対策計画編

頁	現行（平成 24 年 6 月修正）		改 正 案		改正理由	
186		<p><u>エ 被災者の救助を行う団体が被災者に配布する救助物資を購入するために必要な費用に充てるため、あらかじめ当該団体からの申請に基づき、総務大臣の認可を得て、お年玉付郵便葉書等寄付金を配分する。</u></p>			<p>県計画との整合</p>	
	<p>(2) <u>郵便局株式会社</u></p>	<p>災害の発生時又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務を確保する。 (追加)</p>	<p>(1) <u>日本郵便株式会社</u></p>	<p>災害の発生時又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務を確保する。 また、災害の態様、被災者・被災地の実情に応じ、次のとおり、郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を迅速かつ的確に実施するものとする。 <u>ア 被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付するものとする。</u> <u>イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施するものとする。</u> <u>ウ 被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施するものとする。</u> <u>エ 被災者の救助を行う団体が被災者に配付する救助物資を購入するために必要な費用に充てるため、あらかじめ当該団体からの申請に基づき、総務大臣の認可を得て、お年玉付郵便葉書等寄付金を配分する。</u></p>		
	<p>(3) ~ (11)</p>	<p>(略)</p>	<p>(2) ~ (10)</p>	<p>(略)</p>		
186	<p>8 指定地方公共機関</p>		<p>8 指定地方公共機関</p>		<p>名称の整理</p> <p>名称の整理</p>	
	<p>(1) <u>社団法人愛知県トラック協会</u></p>	<p>(略)</p>	<p>(1) <u>一般社団法人愛知県トラック協会</u></p>	<p>(略)</p>		
	<p>(3) <u>社団法人</u></p>	<p>(略)</p>	<p>(3) <u>一般社団</u></p>	<p>(略)</p>		

地震災害対策計画編

頁	現行（平成 24 年 6 月修正）	改正案	改正理由
202	<p>愛知県エルピーガス協会</p> <p>第 2 章 災害予防計画 第 4 節 地盤災害予防計画 第 3 液状化対策の推進</p> <p>液状化現象は、地盤条件により発生の危険性が大きく異なるため、個々の地盤に対応した適切な対策工法が実施されることが必要である。そこで、市としては、県が平成 14 年度及び平成 15 年度にかけて実施した「愛知県東海地震・東南海地震等被害予測調査報告書」で想定された液状化危険度結果を踏まえ、また他の防災関係機関が発表する研究成果等の収集及び研究に努め、住民や建築物の施工主等に周知を図るとともに、対策工法の実施を促進する。</p> <p>また、国から示されている「<u>液状化マップ作成マニュアル</u>」等に基づき、液状化危険度の調査の実施を検討し、その結果を防災カルテや防災マップ等により、住民等に周知徹底を図っていく。</p>	<p>法人愛知県 L P ガス協会</p> <p>第 2 章 災害予防計画 第 4 節 地盤災害予防計画 第 3 液状化対策の推進</p> <p>液状化現象は、地盤条件により発生の危険性が大きく異なるため、個々の地盤に対応した適切な対策工法が普及されることが必要である。そこで、市としては、県が平成 14 年度及び平成 15 年度にかけて実施した「愛知県東海地震・東南海地震等被害予測調査報告書」で想定された液状化危険度結果を踏まえ、また他の防災関係機関が発表する研究成果等の収集及び研究に努め、住民や建築物の施工主等に周知を図るとともに、対策工法の普及を行う。</p> <p>また、国から示されている「<u>液状化地域ゾーニングマニュアル</u>」等に基づき、液状化危険度の調査の実施を検討し、その結果を防災カルテや防災マップ等により、住民等に周知徹底を図っていく。</p>	<p>県計画との整合</p>
213	<p>第 1 1 節 災害時要援護者の安全対策計画 第 1 方針</p> <p>災害発生時には、災害時要援護者への特別な配慮、支援が重要であり、市及び災害時要援護者を入所させる社会福祉施設等の管理者（以下「施設等管理者」という。）は、<u>風水害等から災害時要援護者を守るための安全対策の一層の充実を図るものとする。</u></p> <p><u>特に、市にあっては、災害時要援護者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時より、災害時要援護者に関する情報の把握及び関係者との共有に努めるとともに、これらの者に係る避難誘導體制の整備を図るものとする。その際には、あま市災害時要援護者避難支援計画を活用するものとする。</u></p>	<p>第 1 1 節 災害時要援護者の安全対策計画 第 1 方針</p> <p>災害発生時には、災害時要援護者への特別な配慮、支援が重要であり、市及び災害時要援護者を入所させる社会福祉施設等の管理者（以下「施設等管理者」という。）は、<u>地震等から災害時要援護者を守るための安全対策の一層の充実を図るものとする。</u></p> <p>市は、災害時要援護者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、<u>民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、災害時要援護者に関する情報を把握の上、関係者との共有に努めることとする。また、災害時要援護者への対応を強化するため、情報伝達体制の整備、避難誘導體制の整備、避難訓練の実施を一層図るものとする。その際には、あま市災害時要援護者避難支援計画を活用するものとする。</u></p>	<p>県計画との整合</p>

地震災害対策計画編

頁	現行（平成 24 年 6 月修正）	改正案	改正理由
216	<p>(追加)</p> <p><b>第 3 在宅者対策</b></p> <p>1 災害時要援護者等の状況把握</p> <p>市は、あらかじめ自主防災組織や地域の福祉関係者などと連携して、災害時要援護者に関する情報の共有、避難支援計画の策定等に努めるものとする。</p> <p><b>第 1 2 節 自主防災組織・ボランティアに関する計画</b></p> <p><b>第 3 防災ボランティア活動の支援</b></p> <p>1 ボランティアの受入体制の整備及び協力・連絡体制の推進</p> <p>(1) ボランティアの受入体制の整備</p> <p>ア 県内外からのボランティアを受け入れるほどの災害が発生した場合には、県は広域ボランティア支援本部を、各市町村は<u>地域ボランティア支援本部</u>を設置することとなっている。</p> <p>市は、あらかじめ定められた場所にボランティアの受入れに必要な机、イス及び電話等の資機材を確保して、市の<u>地域ボランティア支援本部</u>の設置整備を推進する。</p> <p>ウ 災害時に県の広域ボランティア支援本部に派遣されたコーディネーターは、全体的な情報提供や後方支援などを、市の<u>地域ボランティア支援本部</u>に派遣されたコーディネーターは、ボランティアの受入れを行うものとする。</p> <p>オ 市は、防災訓練等においてボランティア関係団体の協力を得て、<u>ボランティア支援本部</u>の立上げ訓練を行う。</p>	<p>市は、大規模災害発生時の一斉帰宅を抑制するため、「むやみに移動を開始しない」という基本原則を積極的に広報することが必要である。また、事業所等に対して従業員等を職場等に滞在させることができるよう、必要な物資の備蓄等を促すものとする。</p> <p><b>第 3 在宅者対策</b></p> <p>1 災害時要援護者等の状況把握</p> <p>市は、<u>災害の発生に備え、災害時要援護者名簿を整備し、災害発生時に効果的に利用することで、災害時要援護者に対する援護が適切に行われるように努めるものとする。</u></p> <p>また、あらかじめ自主防災組織、地域の福祉関係者などと連携して、災害時要援護者に関する情報の共有、避難支援計画の策定等に努めるものとする。</p> <p><b>第 1 2 節 自主防災組織・ボランティアに関する計画</b></p> <p><b>第 3 防災ボランティア活動の支援</b></p> <p>1 ボランティアの受入体制の整備及び協力・連絡体制の推進</p> <p>(1) ボランティアの受入体制の整備</p> <p>ア 県内外からのボランティアを受け入れるほどの災害が発生した場合には、県は広域ボランティア支援本部を、各市町村は<u>災害ボランティアセンター</u>を設置することとなっている。</p> <p>市は、あらかじめ定められた場所にボランティアの受入れに必要な机、イス及び電話等の資機材を確保して、市の<u>災害ボランティアセンター</u>の設置整備を推進する。</p> <p>ウ 災害時に県の広域ボランティア支援本部に派遣されたコーディネーターは、全体的な情報提供や後方支援などを、市の<u>災害ボランティアセンター</u>に派遣されたコーディネーターは、ボランティアの受入れを行うものとする。</p> <p>オ 市は、防災訓練等においてボランティア関係団体の協力を得て、<u>災害ボランティアセンター</u>の立上げ訓練を行う。</p>	<p>県計画との整合</p> <p>県計画との整合</p>

地震災害対策計画編

頁	現行（平成24年6月修正）	改正案	改正理由
221	<p>第15節 避難対策計画</p> <p>第3 避難所の整備</p> <p>1 避難所の選定</p> <p>なお、指定に当たっては、防災関係機関、教育機関の管理諸室、病院等医療救護施設、ヘリポート、物資集配拠点などの災害対策に必要な施設を避難所として使用しないこととする。（略）</p>	<p>第15節 避難対策計画</p> <p>第3 避難所の整備</p> <p>1 避難所の選定</p> <p>なお、指定に当たっては、<u>原則として</u>、防災関係機関、教育機関の管理諸室、病院等医療救護施設、ヘリポート、物資集配拠点などの災害対策に必要な施設を避難所として使用しないこととする。（略）</p>	<p>県計画との整合</p>
224	<p>（追加）</p>	<p><u>第16節 帰宅困難者支援体制の整備</u></p> <p><u>公共交通機関が運行を停止した場合、ターミナル駅周辺等において、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する可能性が高いことから、県及び市は、「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について、平常時から積極的に広報するものとする。また、企業等に対して、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促すなど、帰宅困難者対策を行うものとする。</u></p> <p><u>県、市及び関係事業者等は、都市再生緊急整備地域において、人口・機能が集積したターミナル駅周辺等における滞在者等の安全の確保を図るため、退避経路、退避施設、備蓄倉庫等の都市再生安全確保施設の整備、退避施設への誘導、災害情報等の提供、備蓄物資の提供、避難訓練の実施等を定めた都市再生安全確保計画を作成し、官民連携による都市の安全確保対策を進めるものとする。</u></p>	<p>県計画との整合</p>
225	<p>第16節、第17節（略）</p>	<p>第17節、第18節（略）</p>	<p>表記の整理</p>
226	<p>第18節 防災訓練及び防災意識の向上計画</p>	<p>第19節 防災訓練及び防災意識の向上計画</p>	<p>表記の整理</p>
227	<p>第3 防災のための意識啓発</p> <p>(4) <u>東南海・南海地震</u>に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識</p>	<p>第3 防災のための意識啓発</p> <p>(4) <u>南海トラフ巨大地震等の大規模地震</u>に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識</p>	<p>対策の整理</p>
229	<p>第4 防災のための教育</p> <p>1～2（略）</p> <p>（追加）</p>	<p>第4 防災のための教育</p> <p>1～2（略）</p> <p>3 <u>過去の災害教訓の伝承</u></p> <p><u>市は、市民が過去の災害から得られた教訓を伝承するよう、その重要性について啓発を行う。</u></p>	<p>県計画との整合</p>

地震災害対策計画編

頁	現行（平成 24 年 6 月修正）	改正案	改正理由
258	<p>第 4 章 災害応急対策計画</p> <p>第 1 節 活動体制計画（組織の動員配備計画）</p> <p>第 1 方針</p> <p>市長は、災対法第 23 条の規定に基づき、応急対策の推進を図る中心組織として災害対策本部をできる限り速やかに設置し、その活動体制を確立する。</p>	<p>また、教訓を後世に伝えていくため、災害に関する調査結果や各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、市民が閲覧できるよう公開に努めるものとする。</p> <p>第 4 章 災害応急対策計画</p> <p>第 1 節 活動体制計画（組織の動員配備計画）</p> <p>第 1 方針</p> <p>市長は、災対法第 23 条の 2 の規定に基づき、応急対策の推進を図る中心組織として災害対策本部をできる限り速やかに設置し、その活動体制を確立する。</p>	<p>県計画との整合</p> <p>県計画との整合</p>
265	<p>第 4 節 災害広報計画</p> <p>第 2 広報活動</p> <p>2 広報手段</p> <p>(9) 携帯電話による情報提供</p>	<p>第 4 節 災害広報計画</p> <p>第 2 広報活動</p> <p>2 広報手段</p> <p>(9) 携帯電話(緊急速報メール機能を含む。)による情報提供</p>	<p>県計画との整合</p>
280	<p>第 2 1 節 帰宅困難者対策計画</p> <p>第 2 方針</p> <p>帰宅困難者に対する対応は、安否確認の支援、被害情報の伝達、避難場所の提供、帰宅のための支援等、多岐にわたるものである。</p> <p>このため、まず、事業所や学校などの組織があるところは、発災時には組織の責任において、安否確認や交通情報等の収集を行い、災害の状況を十分に見極めた上で、従業員、学生、顧客等の扱いを検討し、帰宅する者の安全確保の観点に留意して、<u>順次帰宅させるものとする。</u></p> <p>また、帰宅困難者対策は、行政のエリアを超えかつ多岐にわたる分野に課題が及ぶことから、これに関連する行政、事業所、学校、防災関係機関が相互に連携・協力する仕組みづくりを進め、発災時における交通情報の提供、水や食糧の提供、従業員や児童生徒等の保護などについて、支援体制の構築を図っていくものとする。</p> <p>(追加)</p>	<p>第 2 1 節 帰宅困難者対策計画</p> <p>第 2 方針</p> <p>帰宅困難者に対する対応は、安否確認の支援、被害情報の伝達、滞在場所の提供、帰宅のための支援等、多岐にわたるものである。</p> <p>このため、まず、事業所や学校などの組織があるところは、発災時には組織の責任において、安否確認や交通情報等の収集を行い、災害の状況を十分に見極めた上で、従業員、学生、顧客等への対応を検討し、帰宅する者の安全確保の観点に留意して、<u>対策をとるものとする。</u></p> <p>また、帰宅困難者対策は、行政のエリアを超えかつ多岐にわたる分野に課題が及ぶことから、これに関連する行政、事業所、学校、防災関係機関が相互に連携・協力する仕組みづくりを進め、発災時における交通情報の提供、水や食糧の提供、従業員や児童生徒等の保護などについて、支援体制の構築を図っていくものとする。</p> <p><u>市は、公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する場合には、「むやみに移動を開始しない」旨の広報等により、一斉帰宅の抑制を図るとともに、必要に応じて、滞在場所の確保等の支援を行うものとする。</u></p>	<p>県計画との整合</p>

地震災害対策計画編

頁	現行（平成 24 年 6 月修正）	改 正 案	改正理由
288	<p>第 28 節 LPガス（プロパンガス）施設対策計画</p> <p>第 2 方針</p> <p>緊急対応措置として、<u>社団法人愛知県エルピーガス協会</u>作成の「愛知県LPガス災害対策マニュアル」の定めに従って、被害状況の確認及び二次災害の発生防止措置を講じる。</p> <p>第 3 大規模災害が発生した場合の対策</p> <p>1 災害対策本部の設置</p> <p>震度 5 弱以上の地震が発生した場合、速やかに<u>社団法人愛知県エルピーガス協会</u>内に災害対策本部を設置する。</p> <p>第 4 甚大な大規模災害が発生した場合の対策</p> <p>2 広域応援体制の整備</p> <p><u>社団法人エルピーガス協会</u>に対し、速やかに全国規模で救援隊派遣を要請する。同時に、他地域からの応援要員がその機能を十分発揮できるよう受入体制を整備する。</p>	<p>第 28 節 LPガス（プロパンガス）施設対策計画</p> <p>第 2 方針</p> <p>緊急対応措置として、<u>一般社団法人愛知県LPガス協会</u>作成の「愛知県LPガス災害対策マニュアル」の定めに従って、被害状況の確認及び二次災害の発生防止措置を講じる。</p> <p>第 3 大規模災害が発生した場合の対策</p> <p>1 災害対策本部の設置</p> <p>震度 5 弱以上の地震が発生した場合、速やかに<u>一般社団法人愛知県LPガス協会</u>内に災害対策本部を設置する。</p> <p>第 4 甚大な大規模災害が発生した場合の対策</p> <p>2 広域応援体制の整備</p> <p><u>一般社団法人全国LPガス協会</u>に対し、速やかに全国規模で救援隊派遣を要請する。同時に、他地域からの応援要員がその機能を十分発揮できるよう受入体制を整備する。</p>	<p>県計画との整合</p> <p>県計画との整合</p>